

第 1 1 回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨
農業分科会事務局

- 1 . 日時 : 平成 1 5 年 9 月 8 日 (月) 1 3 : 3 0 ~ 1 6 : 4 0
- 2 . 場所 : 三田共用会議所第 4 特別会議室
- 3 . 出席者 : 井上眞理委員、小林信一委員、鈴木三義委員、手島忠委員、徳江陞委員、間一彦委員、日和佐信子委員、松本聰委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、渡辺紹裕臨時委員、石田裕美専門委員、泉本小夜子専門委員、岡智専門委員、菊池一郎専門委員、佐々木珠美専門委員、佐藤洋一専門委員、武田恭明専門委員、田嶋一専門委員、土居則子専門委員、馬場専門委員、深見元弘専門委員、佛田利弘専門委員、守田純治専門委員、
- 4 . 議事
 - (1) 農畜産業振興機構の中期目標、中期計画、業務方法書について
 - (2) 農業者年金基金の中期目標、中期計画、業務方法書について
 - (3) 農林漁業信用基金の中期目標、中期計画、業務方法書、長期借入金の認可について
 - (4) 水資源機構の中期目標、中期計画、業務方法書、4 省合同会議の質疑について
 - (5) 新設法人に係る今後の手続き、評価基準作成の進め方 (案) について
 - (6) その他
 - 家畜改良センターの平成 1 4 事業年度の財務諸表及び目的積立金について
 - 農業者大学校と都道府県の農業大学校との関係について
 - 第 1 2 回農業分科会の開催予定について
- 5 . 議事概要
 - (1) 農畜産業振興機構の中期目標、中期計画、業務方法書について
主管課及び法人から資料にそって説明を行った。
質疑の状況は以下のとおり。

- ・全法人共通の課題として、セグメント情報の動き、特に農畜産業振興機構は、たくさんの勘定があり、最終的に各勘定を統合したものをどういう形で公表できるか工夫がほしい。また、独法会計基準への移行準備が整っているかも課題。
- ・補助事業の事業実施主体は、民間事業者のみが対象か。地方自治体も含めているのか。
消費者への情報提供業務は、農業分科会の他の法人との役割分担が出来ているのか。
- ・交付要綱は、業務方法書の中に含まれることになるのか。
- ・中期計画に意識改革を図るとあるが、どのような意識をどのように改革するのか。
- ・砂糖の需要を伸ばすためには、砂糖の効用のPRがより一層重要である。目に見える形での啓発活動を是非やっていただきたい。
- ・中期計画に費用対効果の推進の単年度の目標が90%以上とあるが、現実はどうのくらいか。
- ・収支計画を見ると、4・5年で約50億円の損失となっているようであるが交付金が必要ではないか。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[農畜産業振興機構]

- ・会計システムについては、7勘定ごとに収支を明確にするとともに新しい独法会計基準に従って定められた期間に公表できるよう適切に作業することとしている。
- ・当機構の補助事業は性格上、地方自治制度との関係で地方自治体へ補助金は交付していない。補助対象は、第3セクター、協同組織等の公共性をもった団体を対象としている。
- ・補助金の交付方法は、交付要綱・要領で定められており、これらの要綱、要領、交付先等については公表されている。補助事業のあり方については、最も効率の高い事業を実施し、事業が目的どおり効果的に実施されているかフォローアップしていくことが重要であると考えている。
消費者への情報提供については、畜産関係でも多数の機関があり、常時情報交換等を行って、情報が重複しないよう配慮している。消費者、生産者、流通業界の求める情報は多岐にわたっているが、農畜産関係機関の1つとして十分な情報提供に心がけたい。
- ・業務方法書は、機構の業務全体にわたって、基本的なものを書いている。要綱・要領は、各事業ごとに設けられ、個別の事業ごとに採択基準、補助率、事業実施主体が定められている。補助事業に共通する事項である事前審査、事業の進行管理等については、業務執行規定を策定し適正に実施す

ることとしている。

- ・意識改革については、質の高いサービスをしつつ、サービスに使う費用をできるだけ抑えるというバランスを考える。また、これまでどちらかといえば生産者重視の事業であったことに反省し、消費者である国民全てを視野に入れた事業の展開が重要。
- ・砂糖の理解の促進のための業務については、特に糖業協会と一体となって取り組んでいるところ。砂糖の摂取が糖尿病、肥りすぎ、虫歯の原因に直結しているという誤解があり、正しい知識の普及につとめている。先日、文部科学省の中央教育審議会でも、正しい食生活に対する知識は、家庭だけでなく学校でも啓発する必要があると提言されており、学校給食なども含めた正しい食生活の普及・啓発事業が重要と考えており、力を入れていきたい。
- ・補助事業のフォローアップの結果、費用を効果が償っている事業の割合は目標値として100%としたいところであるが、不可抗力的に原料が入らなかった場合やコスト・安全管理等の面での最新の技術を導入したが円滑に施設が稼働せず改善に苦労している場合などが考えられるため、90%としているところ。
- ・損失については、サトウキビとてんさいの収穫期が、11月から3月であるため、3月までにその年度分の全額を支払う必要があるが、砂糖の調製金は、10月から9月まで平均して収入があり、3月から9月までの分を先取りして3月までに支払う必要があるため見かけ上、欠損が生じているだけである。

(2) 農業者年金基金の中期目標、中期計画、業務方法書について
主管課及び法人から資料にそって説明を行った。

(3) 農林漁業信用基金の中期目標、中期計画、業務方法書、長期借入金の認可について
主管課及び法人から資料にそって説明を行った。
質疑の状況は以下のとおり。

- ・代位弁済率が、2.98%となった根拠を示してもらいたい。
- ・収支計画の経理システムについては、債権管理など重要な部分がありコストがかなりかかると思うが、経費抑制のための数値目標はどうするのか。
- ・情報処理システムの導入については、収支計画の中で工程表を作成していただきたい。
- ・他法人にも関係するが、予算の削減に当たり、一般管理費の中に人件費を入れるかどうかについての判断はどうしたのか。13%、26%の根拠は

何か。

- ・常勤職員の削減はどのような形で行うのか。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[農林漁業信用基金]

- ・林業信用保証業務の代位弁済率は、近年相当上がってきており、収支も悪化するなど厳しい状況であるが、直近5カ年の代位弁済率のデータをもとに決定した。
農業信用保険業務は、最近収支が黒字で推移しており、最近10年間の平均事故率0.144%に対して、1割圧縮して設定した。
漁業信用保険業務は、厳しい状況であるが、近年少しずつ回復傾向にあり、近年5カ年間の動きから事故率を1.15%以下として今後収支を改善することとしている。
- ・情報処理システムについては、農漁業は、同じシステムを使い、林業は別のシステムになっているが、事務所の統合に伴い課題はあるが、一緒にやっていく必要があると考えている。
- ・経費削減幅については、行革担当大臣発言を受けて、平成14年度比で1～2割の削減目標を設定することになっている。信用基金の場合は、人件費を除き26%に設定した。標準的な中期目標の期間が3.5年の法人の場合は削減目標幅を20%とすることになっているところであり、中期目標期間が4.5年となっている信用基金は、期間の長い分20%でなく26%としている。

また委員からは以下のとおり意見があった。

- ・常勤職員の削減はどのような形で行うのか。
- ・一般管理費に人件費を入れるかどうかは法人の判断か。

これに対して法人及び事務局より説明を行った。

[農林漁業信用基金]

- ・常勤職員の削減については、定年退職者の補充を見送ること等による方法を取ることにしているが、ある程度若い職員を充当しなければならないので、国からの出向者を調整すること等も検討している。また、回収業務のサービサーへの委託も考えている。

[事務局]

- ・経費削減幅について補足すると、中期目標期間が、法人により18年度か19年度までか別れている。基本は18年度までの3.5年分で人件費込みで10%、人件費を除いて20%となっている。4.5年の法人は、人件費込みで13%、人件費を除いて26%となっている。既存独法と統合

される法人は、先程と同様の考え方となる。

- ・一般管理費に人件費を入れるかどうかは、各法人ごとにどう対応するか判断している。

(4) 水資源機構の中期目標、中期計画、業務方法書、4省合同会議の質疑について

主管課及び法人から資料にそって説明を行った。

質疑の状況は以下のとおり。

- ・環境アセスメントが当然行われるが、費用がかなり高額になる。国レベル、県レベルでの情報の共有についてはどのように考えているか。
- ・県レベルと国レベルのモニタリングの違いは何か。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[水資源公団]

- ・公団の仕事は、税金と利水者の方々の資金により賄われている。アセスメントに要する費用について、利水者の方々には毎年の事業計画の説明や環境影響に対する対応方針について説明を行い、HP等も活用して情報提供していく考え。
- ・環境影響評価法に基づいた対応を事業者としての機構が実施するとともに、結果については、県の環境部局も含めてオープンにする。具体的手法は、経験者、県環境部局を経て対応する。

(5) 新設法人に係る今後の手続き、評価基準作成の進め方(案)について事務局から資料にそって説明を行った。

(6) その他

家畜改良センターの平成14事業年度の財務諸表及び目的積立金について主管課から資料にそって説明を行った。

質疑の状況は以下のとおり。

- ・運営費交付金に補助金は入っていないのか。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

[家畜改良センター]

- ・これは、全体を示したのではなく剰余金を計上しているため、補助金は入っていない。

農業者大学校と都道府県の農業大学校との関係について
主管課から資料にそって説明を行った。
質疑の状況は以下のとおり。

- ・最後の連携の部分は、情報提供・協議だけか、更に深く検討するのか。
- ・全国農業大学校協議会の中で農業者大学校は、道府県農業大学校に指導的役割をもつのか。

これに対して主管課から以下のとおり説明を行った。

- ・現在は、情報提供と一部の連携であるが、今回の総合評価結果に関連する検討として、農業者大学校に限らず、農業関係研修機関の今後の役割について、今年1月から開催している経営局長の私的勉強会の中で農業者大学校が、道府県農業大学校のセンター的役割を發揮できないか、共通的に受けられる科目についての講師の斡旋、教材提供、指導職員の研修計画の充実などについて意見が出された。
- ・協議会は、40の農業大学校の校長先生と農業者大学校の理事長等の会員で構成されており、農業者大学校が指導的役割を持つものとして位置づけられてはいない。

第12回農業分科会の開催予定について
事務局より次回分科会の開催予定について説明を行った。